

制度概要

埼玉県では、県の制度融資を活用して、民間金融機関においても
当初3年間無利子・無担保・据置最大5年の融資を
実施します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 （事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ）	当初3年間金利ゼロ （4年目以降1.5%以内） 保証料ゼロ	当初3年間金利ゼロ （4年目以降1.4%以内） 保証料ゼロ
小・中規模事業者 （上記を除く）	金利1.5%以内 保証料0.425%	

※各制度の詳細については、取扱い金融機関にお問い合わせください（裏面参照）

その他の要件

- 融資上限額：4,000万円
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

事業所所在地の市町村において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日から金融機関にて相談・受付を開始いたしますので、まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関※にご相談**ください。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

具体的にどのような書類が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

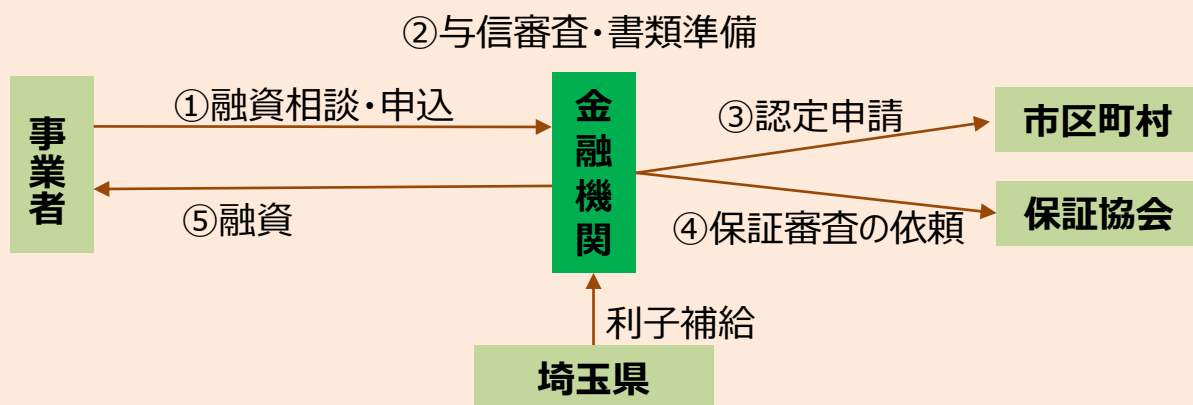


申請の流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。

(金融機関によっては、若干異なることもあります)

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関※にご相談**ください。



※取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内に所在する本・支店（一部県外支店も可）